

# 鳥取県高等学校 P T A 連 合 会 表 彰 規 程

第 1 条 この規程は、鳥取県高等学校 P T A 連 合 会（以下「高 P 連」という。）

会則第 21 条第 2 項に基づきこれを定める。

（選考基準）

第 2 条 被表彰者の選考基準は、次のとおりとする。

1. 高 P 連の会長を退任した場合
2. 単位 P T A の役員を通算 3 年以上勤め退任した場合
3. その他 P T A に特に顕著な功績があった者
4. 高 P 連事務局に 3 年以上勤務し退職した場合

（表彰の方法）

第 3 条 被表彰者には、次のものを贈呈する。

1. 前条第 1 号若しくは第 4 号に該当する場合 感謝状及び記念品
2. 前条第 2 号若しくは第 3 号に該当する場合 表彰状及び記念品

（被表彰者の推薦）

第 4 条 第 2 条第 2 号若しくは第 3 号に係る推薦書は、単 P 会長が、別に定める様式に

より指定の期日までに、高 P 連事務局へ提出する。

（被表彰者の決定）

第 5 条 被表彰者は、役員会で決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年総会又は高P連研究大会において行うことを原則とする。

## 附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

## 附 則 (第3条)

この規程は、平成19年6月9日から施行する。

## 附 則

- 1 高P連表彰基準は、この規程施行の日の前日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成30年6月9日から施行する。